平成２３年（フ）第１６２７号
堺市南区竹城台１丁２番８―305号
債務者　坂東ニットこと　坂東フヂ子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６９６号
堺市西区鳳南町３丁199番地１　ライトウイング413号
債務者　柳　侑（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７０３号
堺市中区福田946番地４サンリットガーデンＡ棟106号、前住所堺市中区土塔町2000番地11
債務者　霊感鑑定みちこと　井上美津代（旧姓東）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
北海道夕張市清水沢宮前町16番地
債務者　伊崎　麻紀
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１２３号
北海道美唄市東明１条３丁目３番４号
債務者　藤原　昌之
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７８号
山形県鶴岡市大塚町21番５号
債務者　長南　　忍
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第６２４号
新潟市東区新石山２丁目11番地３　さざんか1113号、前住所新潟市北区早通北５丁目２番38―15号
債務者　佐藤　ミヨ
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０６号
新潟県妙高市大字中宿269番地３
債務者　古川　絹子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第５８６号
静岡県浜松市南区安松町55番地の９　ベルフィオーレⅢＤ101、前住所静岡県浜松市浜北区寺島129番地の２
債務者　舛田　美佳
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６６６号
静岡県磐田市東新町１丁目３番Ｂ―202号
債務者　バンバンクラブこと　福井　亨治
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
長崎県五島市新港町14番16号
債務者　井川八千代（旧姓田橋）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第１号
長崎県五島市大荒町1093番地２
債務者　小村　秀子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第４５６号
秋田市土崎港北３丁目８番22―２号
債務者　古川　綾子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６６号
秋田県男鹿市船越字船越184番地１　コーポイトウ101
債務者　太田美保子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６５号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字高屋原19番地　泉崎コーポ２―１、従前の住所福島県二本松市油井字道光内11番地40
債務者　小柳　光春
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５５６号
茨城県那珂市菅谷661番地２　イーグルコート101号
債務者　藤永　惠子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６２１号
茨城県桜川市猿田197番地
債務者　飯沼由紀子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
水戸地方裁判所